別表第一の表二の第一の九のイ中⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

	⑵　あじあざりがに科
1	*Cambaroides japonicus*（ニホンザリガニ）

別表第一の表二の第二中㈤を㈥とし、㈣を㈤とし、㈢を㈣とし、㈡を㈢とし、㈠の次に次のように加える。

	㈡　ミズムシ科
1	*Asellus hilgendorfi*（ヒルゲンドルフミズムシ）

別表第一の表二の第二中㈨を㈩とし、㈧を㈨とし、㈦を㈧とし、㈥を㈦とし、㈤の次に次のように加える。

	㈥　ヨコエビ科
1	*Eogammarus kygi*（ヒゲナガヨコエビ）

別表第一の表二の第二中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

	⑵　ヒラタドロムシ科
1	*Eubrianax edwardsi*（ヒラタドロムシ）

別表第一の表二の第二中㈣を㈤とし、㈢の次に次のように加える。

	㈢　ヒラタカゲロウ科
1	*Epeorus latifolium*（ヒラタカゲロウ）

別表第一の表二の第二中㈠を㈡とし、次に次のように加える。

	㈠　ミヤマカワトンボ科
1	*Epiophlebia superstes*（ミヤマカワトンボ）

別表第一の表二の第一中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

	⑵　ヒメドロムシ科
1	*Eubrianax edwardsi*（ヒラタドロムシ）

別表第一の表二の第一の九のイ中⑶を⑷とし、⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

	⑵　あじあざりがに科
1	*Cambaroides japonicus*（ニホンザリガニ）

別表第一の表二の第一中㈤を㈥とし、㈣を㈤とし、㈢から㈠までを一つずつ繰り下げ、㈡の次に次のように加える。

	㈡　ミズムシ科
1	*Asellus tsushimensis*（ツシマアカショウマ）

別表第一の表二の第二中㈣を㈤とし、㈢から㈠までを一つずつ繰り下げ、㈡の次に次のように加える。

	㈡　ヨコエビ科
1	*Lepisorus clathratus*（トヨグチウラボシ）

別表第一の表二の第二中㈦を㈧とし、㈥から㈠までを一つずつ繰り下げ、同表の第二の㈥中２の項を４の項とし、１の項を２の項とし、同項の次に次の一項を加える。

3	*Lomatogonium carinthiacum*（ヒメセンブリ）

別表第一の表二の第二の㈥に１の項として次の一項を加える。

1	*Comastoma pulmonarium* subsp. *sectum*（サンプクリンドウ）

別表第一の表二の第二中㈥を㈦とし、㈤から㈠までを一つずつ繰り下げ、㈣の次に次のように加える。

	㈣　なでしこ科
1	*Silene uralensis*（タカネマンテマ）

別表第三の第一中⑱を⑲とし、⑸から⑰までを⑹から⑱までとし、⑷の次に次のように加える。

	⑸　なでしこ科
1	*Silene uralensis*（タカネマンテマ）

別表第四の第一の一のイの⑴中24の項を25の項とし、23の項の次に次の一項を加える。

24	*Onychodactylus pyrrhonotus*（ホムラハコネサンショウウオ）

別表第四の第一の三のイに次のように加える。

	⑵　こばんむし科
1	*Hyocoris cimicoides exclamationis*（コバンムシ）

別表第四の第一の三中イをロとし、その前に次のように加える。

	イ　甲虫目
	⑴　げんごろう科
1	*Cybister chinensis*（ゲンゴロウ）
2	*Cybister rugosus*（ヒメフチトリゲンゴロウ）
3	*Dytiscus marginalis czerskii*（エゾゲンゴロウモドキ）
4	*Graphoderus adamsi*（マルガタゲンゴロウ）
5	*Hydaticus pacificus conspersus*（オオイチモンジシマゲンゴロウ）
6	*Prodaticus vittatus*（オキナワスジゲンゴロウ）

別表第四の第一に次のように加える。

	五　軟甲綱
	イ　十脚目
	⑴　あじあざりがに科
1	*Cambaroides japonicus*（ニホンザリガニ）

附　則

この政令は、令和五年一月十一日から施行する。

農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄